

社会福祉法人田原市社会福祉協議会日中一時支援事業所
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人田原市社会福祉協議会が開設する日中一時支援事業所（以下「事業所」という。）が行う田原市地域生活支援事業における日中一時支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の利用者に対し、適正な日中一時支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、障害者児の日中における活動の場を確保し、居宅において日常的に介護を行う家族の一時的な休息とともに、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な訓練等を行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って日中一時支援の提供を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 田原市社協日中一時支援事業所

(2) 所在地 田原市赤羽根町赤土1番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者等の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行う。

(2) 生活支援員

生活支援員 1名以上

生活支援員は、日中一時支援の提供を行う。

(3) 運転手

運転手 1名以上

運転手は、日中一時利用者の送迎を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 第1・3土曜日（8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、利用者の状況により、時間の短縮及び延長をする。
- (3) サービス提供日 第1・3土曜日（8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）
- (4) サービス提供時間 午前10時00分から午後3時00分までとする。ただし、利用者の状況により、時間の短縮及び延長をする。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、田原市社会福祉協議会会長が管理上特に必要があると認めたときは、これを変更して営業することができる。
（日中一時支援の利用定員）

第6条 日中一時支援の利用定員は、3名とする。ただし、3名を超える場合は必要な人員基準を確保する。

（日中一時支援の内容及び利用者から受領する費用の額）

第7条 日中一時支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活訓練、集団生活適応訓練
- (3) 相談及び援助
- (4) その他

2 事業者は、日中一時支援を行った際には、利用者から当該利用者の負担上限額の範囲内における利用者負担額のほか、次の各号に掲げる費用を受けられるものとする。

- (1) 食材料費 580円 おやつ代 30円
- (2) 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用

3 事業所は、代理受領を行わない場合は利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例等から算出される費用の額の支払を受けられるものとする。

4 事業所は、第2項及び第3項に定める支払を受けたときは、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対して交付しなければならない。

5 事業所は、前項までに定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を受けなければならない。

（事業利用に当たっての留意事項）

第8条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従って日中一時支援の提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
- (2) 利用中は他の利用者の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有している設備は他の迷惑にならないように利用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、日中一時支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(事業の主たる対象とする障害種別)

第11条 事業の主たる対象とする障害種別は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児

(虐待防止のための措置の概要)

第12条 事業所は、日中一時支援の提供に当たっては、障害児者の人権擁護のために従業者に対する人権意識、知識や技術の向上を行い、障害児者に対する虐待を未然に防止する取り組みを行う。

2 事業所は、第三者委員や都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等の苦情解決制度を積極的に活用し、障害児者に対する虐待を未然に防止するものとする。

3 事業所は、障害児者の権利擁護を進めるために、第三者評価を実施するものとする。

4 事業所は、障害児者に対する虐待防止について障害児者やその家族等に対して指導するとともに、障害児者に対する虐待を発見した場合は、関係機関へ速やかに連絡し、虐待の早期発見に努めるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者、他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(職場におけるハラスメント)

第14条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われた性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（パワーハ

ラスメント)により従業員の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメント防止対策に関する基本方針を策定し、必要な措置を講じる。

2 顧客からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のための措置を講じる。

(事業継続計画の策定)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

(感染症の予防及び蔓延防止のための措置)

第16条 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する感染対策委員会を設置し、指針の整備、研修及び訓練を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、利用者に対して適切な日中一時支援を提供するため、従業員の勤務体制を整備するとともに、従業員の資質の向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

2 従業員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、職員、設備、備品、会計、サービス提供などに関する諸記録を整備し保管する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人田原市社会福祉協議会会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日田社協規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日田社協規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(社会福祉法人田原市社会福祉協議会日中一時支援事業所なのはな運営規程の廃止)

2 社会福祉法人田原市社会福祉協議会日中一時支援事業所なのはな運営規程(平成28年田社協規程第21号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。